



令和6年度 松川中学校部活動の方針

目標

- ① 部活動を通して、精神の鍛錬・技術の向上・強靱な身体の育成をはかるとともに、よりよい人間関係が築けるようにする。
- ② 各々の活動を通して、単に勝敗にとらわれず、自分に勝つ心を育て、人間として大切なマナーの育成を図る。
- ③ 学芸的な活動では、自主的で積極的な研究態度を養い活動を深めていく中で、個性を発見し伸ばすようにする。

本校の運営方針

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30.3 スポーツ庁) 長野県の中学生期のスポーツ活動指針改訂版 (H31.2) 松川中学校に係わる運動部活動の方針改訂版 (松川町教育委員会 H31 年 4 月) 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30.12 文化庁) 長野県中学校の文化部活動方針 (R 元年 12 月) に沿う。

- ① 学期中は週当たり休日 1 日、平日 1 日の 2 日以上 of 休養日を設ける。平日の休養日は水曜日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
 - ② 1 日の活動時間は準備、片付け、ミーティング、休憩等を除き 2 時間程度とし、16:25 から完全下校 (季節により変動。最長は 18:00) までとする。週 2 回に限り 19:00 までとすることができる。(5 時間授業の場合は 18:00 まで) その場合は保護者の迎えを要する。休業日 (学期中の週末を含む) の活動時間は平日と同様に長くても 3 時間程度とする。
 - ③ 長期休業中は、学校閉庁日を除く休業期間の半分以上の休養日を設定する。できるだけ平日に行うよう配慮する。学校閉庁日は行わない。
 - ④ 大会等への参加については生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度としないことを考慮して、参加する大会等を決定していく。
 - ⑤ 男女混合の部活や大人数の部活には複数の顧問を配置し、協力体制の整備に努める。
 - ⑥ 部活動指導員、外部指導者を確保し、技術的な面など指導の役割分担を行う中で、より効率的な指導に努める。部活動指導員が指導・引率を行う場合は原則単独で行うようにする。(令和4年4月1日長野県通知「部活動指導員任用事業補助金交付要綱」による)
 - ⑦ 松川町青少年スポーツクラブと連携しながら、少子化による部活の存続などの問題に対処していく。
 - ⑧ 上記の方針について学校HPへの掲載の他、年度当初の部活動参観や部活動運営委員会等で周知を図っていく。
- ※ 朝の活動については、H31 年度の 1 学期をもって終了。朝のランニング (自主参加) は R2 年度をもって終了。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- ① 部活動地域移行について、生徒及び保護者に説明する。
- ② 松川町中学校地域移行協議会を設立し、地域移行に向けて検討を重ねていく。
- ③ 休日の部活動を令和7年度末までに段階的に地域に移行していく。
- ④ 地域移行にあたっては、青少年スポーツ連盟との連携を図る。
- ⑤ 町内でできない部活動については、北部5町村での活動を推進していく。